



第74回全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間スローガン

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

準備期間: 9月1日から9月30日

本週間: 10月1日から10月7日

福井労働局の重点目標

- 1 職場におけるメンタルヘルス対策の徹底
- 2 労働者の健康診断と事後措置の確実な実施
- 3 事業場における治療と仕事の両立支援の推進
- 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
 - 職場におけるメンタルヘルス対策
 - 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
 - 化学物質による健康障害防止対策
 - 石綿による健康障害防止対策
 - 職場の受動喫煙防止対策
 - 治療と仕事の両立支援対策
 - 職場の熱中症予防対策の推進
 - テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
 - 小規模事業場における産業保健活動の充実
- など

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
 - 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
 - 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
 - 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
 - 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
 - その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施
- など

福井労働局 福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

福井労働局の重点目標

1 職場におけるメンタルヘルス対策の徹底

職業生活等に関して強い不安やストレスを感じる労働者が5割を超え、精神障害による労災補償支給決定件数は年々増加傾向にあります。

このため、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組むことが必要とされることであり、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく職場環境等の改善(一次予防)、メンタルヘルス不調者への対応(二次予防)、職場復帰のための支援・再発防止(三次予防)に取り組みましょう。

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム(無料)」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



2 労働者の健康診断と事後措置の確実な実施

職場における健康診断の実施は、労働者の健康確保を図っていくための基本となる対策です。

そして、健康診断実施後は所見があると診断された労働者について、医師の意見聴取を行い、これに基づく事後措置を確実に行わなければなりません。

労働者数50人未満の産業医の選任義務がない事業場においては、医師の意見聴取を行う際は、地域産業保健センターを活用してください(無料)。

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター(地産保)では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

産業保健総合支援センター(さんぼセンター)

<https://www.fukuis.johas.go.jp/area.php>



3 事業場における治療と仕事の両立支援の推進

近年、少子高齢化の進展による労働人口の減少が危惧されるなかで、治療が必要な疾病を抱える労働者が、治療と仕事を両立させることができるかどうかは大きな問題です。

そのため、事業場においては、労働者が病気を抱えながら仕事を続けていくことができるように、治療と仕事の両立支援にかかる取組が重要となっています。

産業保健総合支援センターでは、両立支援の取組についての相談など実施していますので、活用してください(無料)。

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



4 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による労働災害の約8割が、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制対象となっていない物質から発生しています。

危険有害性があることが判明している、全ての化学物質に対し、リスクアセスメントを実施して、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施しなければなりません。

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

